神管健発第５３号
令和４年９月２０日

事業主　各位

神奈川県管工事業健康保険組合
理事長　　原　　宣 幸

保険給付費の支払方法に関する取り扱いの一部変更について

日頃より健康保険組合の円滑な事業運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険給付費の振り込みにつきましては以前より事業主から「委任届」をお預かりし、事業主名義の口座に振り込む取り扱いとしておりましたが、先に実施された監督官庁の厚生労働省関東信越厚生局の業務監査において、この取り扱いでは本人の委任意思の確認が十分でないため、見直すよう指導がありました。

これを受けまして、今後（１０月以降請求分）保険給付費の受け取りを被保険者以外の第三者に委任する場合には給付申請の都度、委任欄にその旨記載していただく取り扱いに変更させていただきます。（高額療養費につきましては自動払いのため従来どおり事業主口座に振り込みいたします）

これに伴い、各種給付申請書の書式の見直しを行うとともに１０月から実施予定の公金受取口座を活用した保険給付の意思表示欄を加え、新書式をホームページに掲載する予定ですので、ご了解いただくとともに、被保険者の皆様にお伝えしていただきますようよろしくお願いいたします。